

平成25年度 第1回

府中市都市計画審議会議事録

平成25年5月7日開催

府中市都市計画審議会
議事日程

平成25年5月7日(火) 午後3時30分
北庁舎3階第1・2会議室

日程第1 第1号議案 府中都市計画緑地第5号西府緑地の変更

日程第2 第2号議案 府中都市計画生産緑地地区の変更

日程第3 報告 (1) 府中都市計画道路の進ちよく状況について

(2) 府中都市計画公園・緑地の進ちよく状況について

日程第4 その他

午後 3 時 3 0 分 開会

【楠本計画課長】 それでは、定刻でございますので、ただいまから府中市都市計画審議会を開会していただきたく存じます。

開会に先立ちまして、都市整備部長の青木よりご挨拶申し上げます。

【青木都市整備部長】 皆さん、こんにちは。本日は、大変ご多用の中、ご出席くださいますありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、本年 5 月末日をもちまして、委員の任期が満了となります。この 2 年間、大変お世話になりました。感謝しお礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

また、新年度になりまして、職員の定期人事異動により、担当者の異動がございました。後ほどご紹介をさせていただきます。引き続き、よろしくご指導いただきたく存じます。

本日の案件でございますが、審議事項が 2 件、報告事項が 2 件でございます。よろしくご審議をくださいますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【楠本計画課長】 それでは、ご審議いただく前に、4 月の定期人事異動に伴いまして、担当者の異動がございましたので、事務局の紹介をさせていただきます。

【青木都市整備部長】 改めまして、都市整備部長の青木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【深美下水道・地区整備担当参事】 皆さん、こんにちは。この

3月まで地区整備推進本部長でお世話になっておりましたが、この4月の組織改正によりまして、都市整備部下水道・地区整備担当参事ということで、深美と申します。よろしくお願いいたします。

【雫石都市整備部次長】 都市整備部次長の雫石でございます。よろしくお願いいたします。

【小林計画課長補佐】 都市整備部計画課長補佐の小林と申します。今年度も引き続きよろしくお願いいたします。

【大原公園緑地課長】 都市整備部公園緑地課長の大原と申します。よろしくお願いいたします。

【角倉公園緑地課長補佐】 都市整備部公園緑地課長補佐兼けやき並木モール化担当副主幹の角倉と申します。よろしくお願いいたします。

【松村管理課長】 都市整備部管理課長の松村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【山田下水道課長】 都市整備部下水道課長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

【高橋建築指導課長】 都市整備部建築指導課長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

【塚田地区整備課長】 都市整備部地区整備課長の塚田と申します。よろしく申し上げます。

【石川農業委員会事務局長】 農業委員会事務局長の石川と申します。よろしくお願いいたします。

【峯尾資産税課長】 市民部資産税課長の峯尾です。どうぞよろ

しくお願いいたします。

【澁谷総務課長】 教育部総務課長の澁谷と申します。よろしく
お願いいたします。

【佐々木財産活用課公有地担当主幹】 行政管理部財産活用課公
有地担当主幹の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたし
ます。

【金杉土木課長補佐】 都市整備部土木課長補佐の金杉と申しま
す。よろしくお願いいたします。

【楠本計画課長】 最後になりましたが、都市整備部計画課長の
楠本でございます。

以上の職員で対応させていただきますので、昨年度に引き続き
ましてどうぞよろしくお願いいたします。

また、東京消防庁の人事異動に伴いまして、〇〇前府中消防署
長に代わり、〇〇府中消防署長が本年4月1日付で府中市都市計
画審議会委員に委嘱されましたので、ご報告いたします。

それでは、〇〇会長、よろしくお願いいたします。

【議長】 ただいま、事務局から報告がありましたとおり、新た
に〇〇委員が都市計画審議会委員に委嘱されましたので、〇〇委
員より一言ご挨拶を賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

【委員】 4月1日付で、〇〇の後任で府中消防署長を拝命しま
した〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。

では、これから都市計画審議会を始めていきたいと思ひます。

開催に当たりまして、本日の出欠状況でございますが、〇〇委

員が欠席とのことですので。開催の可否については定足数に達しておりますので、本日の会議は有効ということで、成立とさせていただきたいと思っております。

次に、本日の会議録の署名について決めていきたいと存じます。府中市都市計画審議会運営規則第13条第2項に、議事録には、議長及び議長が指名する委員が署名するものとなっておりますので、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 異議なしという言葉がかかりましたので、私のほうから指名させていただきたいと思っております。

2名でございますが、議席番号17番、〇〇委員をお願いいたします。もう1名は、議席番号1番、〇〇委員をお願いいたします。

では、議事日程に従いまして、日程第1、第1号議案、府中市都市計画緑地第5号西府緑地の変更を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

【大原公園緑地課長】 それでは、ただいま議題となりました第1号議案、府中市都市計画緑地第5号西府緑地の変更につきまして、ご説明いたします。

本件は、緑地の機能向上と整備促進を図るため、西府緑地の都市計画変更についてお諮りするものです。

なお、本件は、府中市が決定する都市計画でございます。

最初に、本年1月25日開催の本審議会に原案をお諮りした後

の経過につきまして、ご報告いたします。

都市計画案について、都市計画法第19条第3項の規定に基づき、東京都知事との協議を行い、本年3月4日付で意見のない旨の協議結果通知を受けております。

また、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、本年3月15日から29日までの2週間、縦覧を行い、同法第17条第2項の規定に基づき、意見書の提出を求めたところ、意見書の提出はございませんでした。

本日も審議いただき議案につきましては、前回ご審議いただきました原案からの変更点はございません。

今後につきましては、本審議会の審議を経た後に、都市計画の告示を行う予定でございます。

議案の詳細につきましては、担当よりご説明いたします。

【角倉公園緑地課長補佐】 お手元の資料に基づきまして、ご説明いたします。

資料の1ページをごらんください。府中都市計画緑地の変更計画書でございます。

名称は、番号が第5号、緑地名が西府緑地、位置は、府中市四谷一丁目、四谷三丁目、四谷五丁目及び住吉町五丁目各地内、面積は約4.5ヘクタール、備考は、緑地の分類を記載し、都市景観の向上に資する緑地、区域は計画図表示のとおり、理由は、都市計画緑地の規模及び配置を検討した結果、緑地の機能向上と整備促進を図るため、上記のとおり緑地を変更するものでございます。

続きまして、資料の2ページをごらんください。新旧対照表につきましては、名称と位置に変更はなく、面積は、旧面積が約4.3ヘクタール、新面積が約4.5ヘクタール、備考は区域及び面積の変更でございます。

変更概要につきましては、名称は第5号西府緑地、変更事項は、1の区域の変更が計画図表示のとおり、2の面積の変更が、約4.3ヘクタールから約4.5ヘクタールへの変更でございます。

恐れ入りますが、前方のスクリーンをごらんください。

こちらは、西府緑地の位置図でございます。西府緑地は、京王線中河原駅の西側に位置し、四谷一丁目、三丁目、五丁目及び住吉町五丁目各地内の緑色で示している区域でございます。近接する多摩川の自然環境と調和した緑地の確保を目的として、昭和18年に都市計画が決定され、三度の変更を経て、現在の4つの区域、合わせて約4.3ヘクタールの緑地となっております。

次に、今回計画を変更する区域でございますが、西府緑地の範囲が広いため、2つに分けてご説明をいたします。

初めに、東側の赤線で囲んだ区域についてご説明をいたします。こちらは、資料3ページの計画図でございます。図中、右下の凡例のとおり、緑色の線が今回計画を変更する区域、赤で示している区域が今回削除する区域でございます。

こちらは、当該地の航空写真でございます。緑色の区域が現在の西府緑地の区域でございます。このうち、図中左側の府中第八中学校が重複している箇所を都市計画緑地から削除いたします。

また、学校に隣接する市道や多摩川通りが重複している箇所を

都市計画緑地から削除いたします。

なお、今回変更する区域の現地の様子は次のとおりでございます。

こちらは、府中第八中学校が重複している箇所の現地の様子でございます。緑色の区域が現在の西府緑地の区域でございます。スライドのとおり、学校が重複している箇所を都市計画緑地から削除いたします。都市計画緑地を削除する学校部分につきましても、敷地の外周の樹木を生かし、西府緑地と連続した緑の空間となるよう、引き続き緑を確保してまいります。

こちらは、多摩川通りと重複している箇所の現地の様子でございます。緑色の区域が現在の西府緑地の区域でございます。スライドのとおり、多摩川通りが重複している箇所を都市計画緑地から削除いたします。都市計画緑地を削除する道路部分につきましても、街路樹を生かし、西府緑地と一体的な緑の空間となるよう、引き続き緑を確保してまいります。

続きまして、西側の赤線で囲んだ区域についてご説明いたします。

こちらは、資料4ページの計画図でございます。図中、右下の凡例のとおり、緑色の線が今回計画を変更する区域、黄色で示している区域が今回追加する区域、赤で示している区域が今回削除する区域でございます。

こちらは、当該地の航空写真でございます。緑色の区域が現在の西府緑地の区域でございます。このうち、四谷さくら公園東側の市道が重複している箇所を都市計画緑地から削除いたします。

また、四谷さくら公園西側の公共用地を都市計画緑地として追加いたします。

なお、今回変更する区域の現地の様子は次のとおりでございます。

こちらは、市道が重複している箇所の現地の様子でございます。緑色の区域が現在の西府緑地の区域でございます。スライドのとおり、市道が重複している箇所を都市計画緑地から削除いたします。

こちらは、追加する箇所を西側から見た現地の様子でございます。平成23年度に市が取得した公共用地で、現在は更地となっております。当該地につきましては、四谷さくら公園の拡張用地として、今後、事業を進めていく予定でございます。

最後に、お手元の封筒の中の図面は都市計画変更に必要な図書で、1つ目が府中市全域の地図に本緑地の区域を示した府中市計画緑地総括図、2つ目が府中市計画緑地計画図でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。

ただいま、第1号議案についてご説明をいただきました。

それでは、これより審議をいたしたいと思っております。ご質問がございましたら、お願いしたいと思います。

はい、〇〇委員。

【委員】 前回のときも若干お尋ねしましたので、この内容については了解をしています。スライドにより新旧対照を説明してい

ただいたので、説明もわかりやすかったのではないかとということで、感謝をいたします。

新しく増えるところについても、よく承知していますのでいいのですが、この前も気になっていましたが、現行で残っている部分の中に、企業が使っているところとか、宅地で家が建っているところがありますよね。その部分について、今回道路用地とかはしっかり削除して減らしましたが、一部家が建っていたり、企業で工場的な形で使っている部分についても、削除の対象なのではないかと思ったりするのですけれども、そのあたりの考え方と、あわせて、そういった部分については緑地率とか緑被率とかいろいろありますけど、そういうところのカウントからするとその中に含まれるのか、一応緑地の指定になっていても、そこに家が建っていたり工場があつたりすれば外されているのか、基本的なことですが、そのあたりのことを参考までに教えていただきたいと思います。

【議長】 今、〇〇委員のほうからご質問がございました。緑地内の中で、企業、また住宅はということですが、その取り扱いについて、よろしくをお願いします。

【角倉公園緑地課長補佐】 まず、1点目の企業用地及び住宅地につきましては、西府緑地の都市計画区域でございますので、都市計画事業として整備する範囲と捉えております。また別に、今回追加区域の南側にも、民地と企業が何か所かございます。この場所につきましては、我々が現地に出向きまして、現在追加についてご協議をさせていただいているところもございます。拡張用

地と既存公園との間の私有地については、公園、企業の工場管理上の観点からも、正形な公園とすることが望ましいと考えております。

しかしながら、そこに今現在、地権者の方々もおりますので、今後公園計画をしていく間に、地権者と何らかの協議をしてまいりたいと考えております。

2点目につきまして、緑地比率、緑被率の件でございますが、こちらにつきましては、まず一定の緑地の整備がなされているところ、状況から見て緑地になっているところをパーセントに加えることができます。したがって、今現状におきましては、まだ民地、工場ということがございますので、そのまま宅地という形になります。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。2点。

【委員】 一言、すみません。

基本的なところで了解をしますが、可能性があればいいのかなと思いますが、見た感じ、かなり難しいのではないかという感じもするので、そのあたりのところはきちっと早目にされたほうがいいのかなと思いましたので、ちょっと確認をさせていただきました。

拡張された部分につきましては、この前もお話ししたかもしれませんが、やっぱり地元の意向を聞いていただいて、近隣の皆さん中心に、喜んでいただけるような形で整備を進めていただければということをお願いして、終わります。

【議長】 ありがとうございます。望ましい方向性ということ
でお願いしたいと思います。

〇〇委員、よろしく申し上げます。

【委員】 2点あったんですが、1点目は今お答えになった、さ
くら公園が新しく囲まれている部分です。望ましい方向で、市と
しては大変だと思うのですけれども、ぜひ一体的にやっていただ
いたほうがいいのかということでも質問しようと思いました。

もう1点、今度は東側のほうで、やはり民地が三角形のところで
取り残されている部分があると思うので、そこについても、地
元の協力ができないと思うので、ぜひ何らかの形で一体的
に緑地整備されるように努力していただけたらという、要望でご
ざいます。

【議長】 要望をいただきました。望ましい方向で進めていただ
きたいということですね。

ほかに何かご質問は。

【委員】 確認だけですが、今回のこの大きな地図でいきますと
右側の部分です。京王線を挟んだ両端のこの道路のところを外す
ということですが、現在ここは、今示していただいたように、低
木が植わっている部分、かなり幅が広くとってあったり、桜並木
がきれいにトンネルのように茂ってきたということがあるのです
が、今後、ここを外した後、そこを改良するような計画はありま
すか。計画について確認だけさせていただきたいと思います。

【議長】 多摩川通りと京王線の交差する部分の今後の状況をお
願いします。

【角倉公園緑地課長補佐】 当該地につきましては、多摩川通りに沿って、今委員さんのほうからご説明がありましたように、桜がずっと植わっているところでございます。当該地の桜につきましては、緑地のほうからは外してしまいますけれども、引き続き道路内の植樹帯ということで、こちらにつきましてもそのまま残していく予定でございます。緑地でなくなってしまうですが、街路樹という形の中で確保をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。

第1号議案、ほかにご質問はございませんでしょうか。

(「なし」の声)

【議長】 ほかにご質問はないようですので、採決をしたいと思います。

第1号議案、府中都市計画緑地第5号西府緑地の変更について、議案のとおり決することで異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ありがとうございます。異議なしというお声がかかりましたので、第1号議案は可決させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

では、続きまして、日程第2、第2号議案、府中都市計画生産緑地地区の変更についてを、議題といたしたいと思っております。

それでは、議案の説明をお願いします。

【大原公園緑地課長】 それでは、ただいま議題となりました第2号議案、府中都市計画生産緑地地区の変更につきまして、ご説

明いたします。

本件は、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を廃止するものでございます。

なお、本件は、府中市が決定する都市計画でございます。

それでは、第2号議案、資料の1ページをごらんください。

第1の種類及び面積でございますが、変更後の生産緑地地区の面積は、約104.49ヘクタールでございます。

第2の削除のみを行う位置及び区域でございますが、削除となりますのが7件、削除する面積は、約8,240平方メートルでございます。

削除の理由といたしまして、買取り申出に伴う公共施設等の用地としての買取り、または、行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を廃止するものでございます。

2ページをごらんください。新旧対照表でございますが、削除する地区の面積と位置につきまして、変更前と変更後を一覧表にまとめたものでございます。

下段の変更概要でございますが、1の位置の変更につきましては、新旧対照表のとおりでございます。

2の区域の変更につきましては、計画図により後ほどご説明いたします。

3の面積の変更につきましては、地区数は、470件から469件となり、府中市全体の生産緑地地区の面積は、約105.33ヘクタールから約104.49ヘクタールとなり、約0.84

ヘクタールの減となります。

なお、本件の都市計画変更案につきましては、都市計画法第19条第3項の規定に基づき、東京都知事との協議を行い、本年3月4日付で意見のない旨の協議結果通知を受けております。

その後、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、本年3月15日から3月29日までの2週間、縦覧を行い、同法第17条第2項の規定に基づき、意見書の提出を求めたところ、意見書の提出はございませんでした。

今後につきましては、本審議会の審議を経た後に、都市計画変更の告示を行う予定です。

それでは、変更の詳細につきまして、担当よりご説明させていただきます。

【角倉公園緑地課長補佐】 それでは、府中都市計画生産緑地地区の個々の地区につきまして、前方のスクリーンによりご説明をさせていただきます。

スクリーンをごらんください。スクリーンは、第2号議案、資料の3ページ以降の計画図と同じものを表示しております。計画図の表示は、右下の凡例をごらんください。緑の縦じま部分は既に指定されている区域、赤の塗り潰し部分は削除する区域で、図は上が北となっております。

初めに、図面左側、番号43、地区名、紅葉丘、甲州街道の北側、白糸台小学校の西側に位置し、平成24年9月21日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約650平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面右側、番号79、地区名、白糸台、甲州街道の北側、白糸台小学校の東側に位置し、平成24年6月25日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約2,180平方メートルを削除するものです。

なお、削除に伴い、南側部分を番号582に分割するものです。

こちらは4ページでございます。図面左側、番号126、地区名、押立町、稲城大橋の東側、中央自動車道の南側に位置し、平成24年9月21日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約20平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面中央、番号130、地区名、押立町、稲城大橋の東側、押立町公園の南側に位置し、平成24年9月21日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約680平方メートルを削除するものです。

5ページをごらんください。番号217、地区名、新町、東八道路の南側、新町文化センターの西側に位置し、平成24年9月20日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約2,840平方メートルを削除するものです。

6ページをごらんください。図面中央の南側、番号395、地区名、四谷、四谷通りの南側、府中第八中学校の北東側に位置し、平成24年6月25日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約850平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面中央の北側、番号396、地区名、四谷、番

号395の北側に位置し、平成24年6月25日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約1,020平方メートルを削除するものです。

以上が、府中都市計画生産緑地地区の変更の説明となります。

なお、第2号議案の封筒の中にございます図面は、都市計画変更に必要な図書、府中都市計画生産緑地地区総括図でございまして、府中市全域の地図に生産緑地の区域を示したものになります。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。

ただいま、2号議案につきまして、議案の説明を終わりました。

それでは、審議に入りたいと思います。ご質問がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 買取りをしようとしているところがありますでしょうか。もしあるとしたら、用途はどのようにお考えでしょうか。

【議長】 現在、買取りを望まれているところはどのような用途にされるのかについてご質問がありました。ご返答をお願いします。

【角倉公園緑地課長補佐】 お手元の資料の4ページをごらんください。4ページ真ん中のところに番号130ということで、押立町公園の南側のところがございます。この一部、約100平方メートル程度でございますが、こちらのところを公園用地として、今回取得をさせていただくものでございます。

以上でございます。

【議長】 押立町の部分だけ、公園の用途ということでよろしい

でしょうか。

【委員】 ありがとうございます。

【議長】 ほかにご質問はございませんでしょうか。

はい、〇〇委員。

【委員】 2ページの新旧対照表のところで、番号の79番と582番のかかわりです。わからないでもないのですが、582番としては79番から分かれてなっているということだと思いますが、番号が変わるわけだから、もともとの面積がゼロで、新たに680平方メートル追加という考えにならないのですかね。79番、3,780平方メートルから2,180平方メートルを引いても880平方メートルになりませんよね。分けるということだと思うのだけど、やはりそれぞれ番号が違うわけだから、79番のほうからは、削除が2,180平方メートルではなくて、これに680平方メートルを足したものを削除して、変更後の面積ができますよと。582番についてはもともとゼロだったけど、79番から分かれたにしても、その部分は680平方メートル追加になって680平方メートルになったというほうがわかりやすいというか、そういうふうな表現のほうがいいのではないかと思うのです。そのあたりについてどうかなということを確認したいのですけど。

あと、すみません、これも確認ですけど、今回のは全て削除しかありませんけど、説明にあったかと思いますが、相続が絡んでいなくて削除になったのがあれば、もう一回ちょっと教えていただけますか。

【議長】 2点ございました。

【角倉公園緑地課長補佐】 お手元の資料の2ページ目の新旧対照表かと思います。こちらにつきましては、1ページ目もそうですけれども、都市計画の決定図書の作成は、東京都の要領というものがございまして、その中で、この図書のほうを東京都と協議をしながら作成をしているところでございます。今の点につきましても、これまでも我々のほうでも東京都にいろいろご意見等も申したところがございますが、この書き方については東京都のご指導もあった中で、現在こういった書き方をさせていただいているところでございます。

2点目の削除全てが相続の範囲かということでございますけれども、この件につきましては、今回は全てが死亡ということの中でやむなく相続という形になるかと思いますが、今回生産緑地の買取りの申出がなされたものでございます。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。

【委員】 1件目、ということは、東京都というか全てが今までも分割とか何かあったときにはこういうやり方をしているということですかね。でも何かちょっとわかりにくいというか、番号で違うわけだから、減るところは減って、ふやすところはふやすという形のほうがわかりやすいのかなと思いましたが、ちょっと指摘だけさせていただきます。東京都のほうにそういう意見があったということを何かの機会に申し伝えていただければということをお願いしておきます。

【議長】 ○○委員、何かございますか。関連することですか。

【委員】 農業委員会のほうからですけれども、今これは分離されて別の番号になりましたけれども、本当は一体のほうが私たちとしてはうれしい。どういうことかといいますと、ある程度距離が離れていると、一体の畑として見てもらえないというふうな件があるわけです。

もう一つ、全部これは死亡による相続税の支払いが絡んでいる解除なんですよね。一つの例として、この79番と582番で、どちらかというとなら79番のほうの面積が150坪、500平方メートルなかったとすると、死亡して買取り申出を出して、残りの79番が400平方メートルだとしますね。そうすると道連れ解除というふうなことになるって、生産緑地が自動的に解除になってしまうんです。それが今の法律なんですよ。それをどうにか生産緑地を存続するために変えてもらえないかという形で動いているんです。要するに生産緑地の一団の面積を500平方メートルではなくてもっと小さく、もう現実に東京都というのは土地が少ないんだから、300平方メートルでもいいんじゃないか、200平方メートルでもいいんじゃないか、そういうふうな形に変えたらどうかという運動を農業委員会としてはしています。

【議長】 どうですか。市のほうで何か、よろしいですか。

【角倉公園緑地課長補佐】 今の距離の関係でございますが、国のほうの指針というか、そういう問答集がございまして、この中では約6メートルということの中で、6メートル以内であれば、一体の土地としてこれを扱うということがございます。今、委員

さんのほうからお話があったように、6メートルを超えておりまして、そこが500平方メートル未満となりますと、ほかの方の土地が、道連れということのお話がありましたが、制限が解除されてしまいまして、生産緑地ではなくなってしまうということになってしまふところでございます。

今、委員さんのほうからお話があったようなことにつきましては、我々も農業委員会と協力しながら、東京都のほうにもお話をしているところでございます。

以上でございます。

【議長】 よろしいでしょうか。

ほかにご質問がございましたら、お願いしたいと思います。

ほかにご質問がないようなので、採決をしたいと思います。

第2号議案、府中都市計画生産緑地地区の変更について、議案のとおり決することで異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ありがとうございます。異議なしということで、第2号議案につきましては可決とさせていただきます。ありがとうございました。

では、続きまして、日程第3、報告事項の1府中都市計画道路の進ちょく状況について、事務局から報告をお願いします。よろしくをお願いします。

【金杉土木課長補佐】 報告1の府中都市計画道路の進ちょく状況について、ご報告いたします。

資料の1ページをご参照いただきたいと思います。1の施行主

体別進ちよく状況でございますが、国、東京都、府中市全体で37路線、延長71,590メートルが計画決定されております。

完成率につきましては、国施行は国道20号の1路線で、完成延長は6,730メートル、100パーセントの完成率となっております。

東京都施行は11路線で、完成延長は25,650メートル、74.2パーセントの完成率でございます。

府中市施行は25路線で、完成延長は26,480メートル、87.4パーセントの完成率でございます。

以上、国、東京都、府中市を合わせた37路線の全体完成延長は58,860メートル、82.2パーセントの完成率です。

2の路線別進ちよく状況でございますが、3ページの府中都市計画道路進ちよく現況図でご説明いたします。

東京都の施行でございますが、都に確認した状況といたしまして、図面左、赤色の府中3・2・2の2号東京八王子線、西原町二丁目から西府町四丁目間、延長1,030メートルにつきまして、平成23年度から平成30年度までの事業期間で、現在、用地取得を進めており、用地取得率は約50パーセントでございます。

東府中駅東側、赤色の府中3・4・7号府中清瀬線につきましては、本年3月23日に本線のみ供用を開始しておりますが、側道の整備につきましては、平成27年3月までを事業期間として工事を行っております。

また、図面中央下、黄色で表示部分の是政橋付近は、平成24

年度に施工が完了しております。

次に、府中市施行の主な進ちよく状況でございますが、図面右上の赤色の府中3・4・16号につきまして、あんず通りと人見街道交差点から北へ約744メートル区間につきまして、平成22年4月7日に事業認可を受け、平成28年3月31日までの事業施行期間で、現在、用地取得を進めているところで、用地の取得率は約73パーセントでございます。

また、それより北側の白抜きで表示しています府中3・2・2の1号東京八王子線までの延伸部につきましては、都市計画公園と都市計画道路の都市計画決定が重複していることから、東京都と協議・調整を行っております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

【議長】 ありがとうございます。

日程第3の報告事項の1府中都市計画道路の進ちよく状況について、ご報告いただきました。何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問がないようなので、報告事項了承ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ありがとうございます。

続きまして、報告事項の2でございます。府中都市計画公園・緑地の進ちよく状況について、事務局からご報告をお願いします。

【角倉公園緑地課長補佐】 府中都市計画公園・緑地の進ちよく状況につきまして、ご報告いたします。

報告事項の２、資料の１ページをごらんください。

表の一番下の合計欄でございますが、都市計画決定している公園・緑地は、平成２５年４月１日現在で９０カ所、面積は２９３．７８ヘクタールでございます。平成２４年度に比べ０．２６ヘクタール増加しておりますが、これは新田公園の計画決定面積が増加したことによるものでございます。

次に、都市計画決定している公園・緑地のうち、供用開始している公園・緑地は、平成２５年４月１日現在で８６カ所、面積は１４９．３９ヘクタールでございます。平成２４年度に比べ０．０９ヘクタール増加しておりますが、これは押立町公園と二ヶ村緑道の整備が進んだことによるものでございます。

次に、市民１人当たりの公園・緑地の面積でございますが、５．９３平方メートルとなります。平成２４年度２６市の市民１人当たりの公園・緑地の面積と比較すると、２６市の１人当たりの平均が４．９７平方メートルでございますので、本市は０．８８平方メートル上回っております。

また、東京都全体と比較すると、東京都全体の１人当たりの平均が３．７８平方メートルでございますので、これにつきましても本市は２．０７平方メートル上回っております。

今後とも、公園・緑地の整備に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

【議長】 ありがとうございます。報告事項の２ということで、都市計画公園・緑地の進ちょく状況について、今報告がございました。この報告につきまして、皆さんから何かご質問がございま

したらお願いいたします。よろしいでしょうか。

報告事項については報告了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ありがとうございます。

続きまして、日程第4、その他について、事務局から何かございましたらお願いいたします。

【高島計画課都市計画担当主査】 事務局からは1点ございます。府中都市計画生産緑地地区の変更予定について、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

【角倉公園緑地課長補佐】 今後、生産緑地地区の削除変更が予定されるものにつきまして、本日、お手元にお配りしております、右上に資料と入っております府中都市計画生産緑地地区の変更(削除)予定についてを、ご報告をさせていただきます。

次ページの地図をごらんください。右下に凡例がございますが、黒丸でお示ししてございます部分が、生産緑地法第10条の規定に基づく買取りの申出の手続きがあり、現在、生産緑地としての制限が解除されている地区でございます。

初めに、1ページ左側、地区名、白糸台地区、場所は、甲州街道の北側、あんず通りに面して位置する地区でございます。

次に、右側、地区名は、紅葉丘地区、場所は、白糸台小学校の北側、西武多摩川線の西側に位置する地区でございます。

続いて、裏面、2ページをごらんください。地区名は、西府町地区、場所は、富士見通りの南側、本宿体育館の西側に位置する

地区でございます。この生産緑地地区につきましては、都市計画の削除変更として、平成25年度秋ごろに開催予定の本審議会に付議する予定でございます。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。

ただいまの報告事項でございますが、何かご質問がありますでしょうか。

ないようですので、報告了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ありがとうございます。

本日の審議事項と報告事項でございますが、皆様方のお力添えをいただきまして、大変スムーズに進ませていただきまして、ありがとうございます。

皆さんにつきましては、大変お疲れの中、きょうはご出席を賜りましてありがとうございます。

これをもちまして、本日の都市計画審議会を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

午後4時18分 閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 ○ ○ ○ ○

委 員 ○ ○ ○ ○

委 員 ○ ○ ○ ○